

砺波市家賃支援補助金の請求までのフローチャート

① 対象者

- 転入世帯**：申請日において夫婦のいずれかが39歳以下、かつ、転入の日前1年間において市内に住所を有していなかった者の属する世帯
- 子育て世帯**：賃貸借契約日において中学生までの子がいる世帯であり、かつ、転入の日前1年間において市内に住所を有していなかった者の属する世帯



② 支援内容

- 家賃月額1万円…(1) × 3年間 (36万円) (上限)
- 算出方法 1か月家賃－住宅手当その家賃に係る助成金等の額 …(2)
(1)または(2)のどちらか金額の安い方
- 補助対象 一戸建て住宅又は共同住宅であって、自己の居住の用に供するために所有者又は管理者との間で賃貸借契約を締結した住宅（共同居住型賃貸住宅の場合は、建物の用途が寄宿舍であり、かつ1世帯につき1居室以上の専用部分があるものに限る）の家賃（共益費、駐車場料金等を除く）
(ただし、次の住宅を除く。ア 公営住宅 イ 社宅、官舎、寮 ウ 世帯員の3親等以内の親族が所有する住宅、エ 賃貸借契約期間が1年未満の住宅)
- 対象期間 申請日の翌月から起算して3年間



③ 要件

- 令和3年1月1日以降に賃貸借契約を結び新たに当該賃貸住宅に居住すること。
- 住民基本台帳の登録をして住民登録日から5年以上本市に定住する意志のある世帯であること。
- 世帯員全員に市税等の滞納がないこと。
- 当該民間賃貸住宅の家賃の滞納がないこと。



④ 交付申請

- 交付申請は、賃貸借契約日から6箇月以内又は交付対象年度内に申請すること。
(ただし、令和3年1月から3月の期間の家賃は、令和3年度の申請分と併せて申請する)
2回目以降の申請は、毎年度4月1日から7月31日までの期間で行うこと。
- 交付申請に準備するもの
 - 交付申請書
 - 世帯員全員の住民票の写し
 - 転入者の戸籍の附票の写し（過去1年間の住所地がわかるもの、2年目以降省略できる）
 - 賃貸借契約書（申請者が当該契約者であるものに限る。）の写し
 - 住宅手当額を証明する書類（給与明細等）
 - 市税等納付（納入）状況確認承諾書



⑥ 実績報告及び交付請求書

- 実績報告及び交付請求期間は、当該年度の3月1日から3月31日までの期間に行うこと。
- 実績報告及び交付請求に準備するもの
 - 実績報告書
 - 家賃を支払ったことを証する書類
 - 交付請求書 書類の不備がなければ30日程度で指定口座へ振り込みます。